

鹿児島地方最低賃金審議会
運営小委員会運営要領

- 1 鹿児島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という）運営規程第三条の規定に基づき、運営小委員会（以下「小委員会」という）を設ける。
- 2 小委員会は、審議会の議決に基づき、次の事項を調査審議する。
 - （１） 関係労働者又は関係使用者の申出による産業別最低賃金の決定改正又は廃止についての必要性の有無に関する事項。
 - （２） 業種の選定及び業種の決定に関する事項。
 - （３） その他審議会運営のため必要な事項。
- 3 小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。
委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 3の2 2の（１）の事項の調査審議にあたっては、産業別最低賃金が適用される産業の関係労働者及び同産業の関係使用者を参加させて行なうことができる。産業別最低賃金が適用される産業の関係労働者及び同産業の関係使用者の人数は同数とする。
- 4 公益を代表する委員のうち委員の互選により小委員長及び小委員長代理を選出し、小委員長は会議を招集する。
小委員長に事故あるときは小委員長代理が会議を招集する。
- 5 小委員会において調査審議した事項は、その結果を審議会に報告するものとする。
- 6 この要領に定めのないものについては、小委員長が必要に応じ小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

附 則

この運営要領は平成4年4月27日から施行する。

この運営要領は平成15年5月8日より施行する。

「参考」鹿児島地方最低賃金審議会運営規程抜粋

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。